



— 主な内容 —

- ・5月30日はごみゼロ運動……………2
 - ・各種予防接種……………3
 - ・大網病院の外来担当医師が変更……………4
 - ・まちの出来事……………9
 - ・財政事情……………特集
- ※=問合せ先 =申込み先

●発行/大網白里町 ●編集/秘書広報課 ●毎月1日発行 〒299-3292 千葉県山武郡大網白里町大網115番地の2 総合案内電話 ☎0475(70)0300(総務課)

四季が彩る想いの里

小中池が日本の「ため池100選」に

農林水産省が美しい景観や歴史のある地域で親しまれている農業用のため池「100選」を発表しました。

100選は45道府県から選ばれ、県内からは本町の小中池が唯一選ばれました。小中池は県立九十九里自然公園に指定されており、自然と触れ合える緑豊かな場所です。

5月7日(金)までは「鯉のぼりまつり」が行われており、子どもたちの成長を願う色とりどりの鯉のぼりが湖面上に掲揚されています。

皆さんもぜひ、美しい景観が楽しめる小中池公園に出掛けてみませんか。

※ため池100選の一覧は農林水産省のホームページをご覧ください

▼農林水産省ホームページ
URL <http://www.maff.go.jp/j/nousin/>

子ども手当の申請を受付

健やかな成長を願って



子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨で支給する手当です。

子ども手当の創設に伴い、児童手当は子ども手当に移行しました。

これまで児童手当を受給していた、新たに子ども手当の対象となる方がいない方は、改めて申請する必要はありませんが、新たに支給対象となる方がいる方は、申請をお願いします。

▼支給対象児童 出生後15歳到達後最初の3月31日(中学校修了前)までの児童

▼請求者 支給対象児童を養育し、生計を維持している方

▼支給額 対象児童1人につき月額13,000円(口座振込)

※所得制限はありません

▼支給月 6月、10月、2月(それぞれの月の前月分まで)

※公務員は勤務先からの支給となります

▼手続きが必要な方

- ・これまで児童手当を受給していた、新たに対象となる子(中学2・3年生)を養育している方
- ・額改定認定請求が必要
- ・児童手当を受給していなかった方で、対象となる子どもを養育している方

も養育している方

認定請求が必要

▶注意▶

新たに対象となる子の子ども手当は9月30日までに申請を受け付けた方に限り、特例的に平成22年4月分までさかのぼって支給されます。10月1日以降に申請した場合は、申請の翌月分からの支給となります。

なお、4月以降に転入された方、出生された方は申請月の翌月分からの支給となります。

▼手続きに必要な書類

- ・社会福祉児童課、白里出張所に備え付けの認定請求書または額改定認定請求書
- ・請求者の健康保険被保険者証等の写し
- ・請求者の普通預金通帳(口座)の写し

▼申請場所 社会福祉児童課、白里出張所

◇子ども手当の寄付

子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、町の子ども・子育て支援事業のために生かしてほしいという方は、町に寄付を行うことができます。

申・問 社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0331